

貸倒引当金の設定主体と設定客体そして設定対象の 会計的特性

Accounting Characteristics of the Setter of, the Entity and the Item Subject to the Allowance for Doubtful Accounts

星野 一郎
Ichiro Hoshino

要 約

貸付金などの債権に対して設定される貸倒引当金については、その実務的かつ理論的な重要性にもかかわらず、学術的に検討されることは稀であった。本稿では、そのような貸倒引当金を理論的かつ制度的な側面に着目することによって、おもに信用リスクに対するリスクマネジメントの観点から、正常営業循環過程における営業投資と金融投資の相違、そして貸倒引当金の個別具体的な設定対象の一部を考察する。そこにおける結論のひとつは、合理的かつ客観的な貸倒引当金の設定は時価評価と同様または類似の効果をもたらすということである。

キーワード：信用リスク、リスクテイク、リスクマネジメント、営業投資、金融投資、正常営業循環過程、貸付金、住宅ローン、売掛金

はじめに

貸倒引当金は代表的な評価性引当金のひとつである。財務会計上引当金は、負債性引当金と評価性引当金に大別される。引当金の種類は貸倒引当金にかぎらない。本稿においてこの貸倒引当金の一般的な特性と側面に注目した検討をなすのは、そこに、金融資産または金銭債権の評価をめぐる問題が内在しており、またこうした特性は金融機関にかぎらず、事業会社にも適用可能なものであり、高い汎用性を有しているからである。貸倒引当金という、ある意味で特殊な勘定科目にかかる会計的特性を検討することによって、そこに内在する資産評価の本質とその意義を、リスクテイクとリスクマネジメントの観点から究明することが本稿の目的である。

周知のように貸倒引当金とは、貸付金や売掛金そして受取手形等の金銭債権の回収かかる可能性（または不能性）を事前に見積もり、その繰入額を費用処理するための相手勘定科目である。貸倒引当金にかぎらず、引当金には財務会計上2つの目的と側面がある。第1のそれは、貸倒引当金の計上（繰入れと取崩し）は合理的な期間損益計算を意図しておこなわれる点である。第2のそれ

は、第1のそれにも関係することであるが、一定の前提をとらないつつも、そこにおいては、貸倒引当金の設定対象に対する評価が結果的に実施されている点である。こうした第2の側面はとくに評価性引当金において重要である。

従前、貸倒引当金等については、会計理論的に研究されることは、その経済社会的ならびに会計学的重要性にくらべて格段に多いというわけではなかった。それにはいくつかの事情、理由が想定される。貸倒引当金等については、それが会計基準や税法規程等において詳細に規定されており、また実際の繰入れや取崩しにおいては、企業ごとの政策や戦術そして経験等の影響を強く受け、それらを会計理論のうえから考察することには、非常な困難をとまなうからと考えられる。また貸倒引当金をめぐる会計基準や税法規程の変更と株価との関係などについての実証研究はいくつか存在するが、それらについては本稿では言及しない。

本稿においては、貸倒引当金についての会計基準等有する意義とその効果等について、おもにその制度面から考察する。こうした考察によって、主として金融機関における貸倒引当金にかか

る問題を整理、究明する基礎理論を構築することを意図している。本稿では、貸倒引当金一般についての基礎的な会計制度とその意義を調査研究することによって、その制度的な特性と本質を究明することを、その目的とするものである。

なお本稿では、税法規程や金融検査マニュアル等における貸倒引当金についての検討は別稿に譲るので、基本的に考察しない。

I リスクテイクと貸倒引当金の関係

I-1 貸倒引当金の制度的前提

(1) リスクテイクとその成果測定

① リスクテイクの必然性とリターンの回収可能性

営利企業の根源的特性として、一定程度のリターン（収益）をえるためには、必然的にリスクテイクをせざるをえない。これは、「ハイリスク、ハイリターン」かつ「ローリスク、ローリターン」という経済原則からの当然の帰着である。どの程度のリターンを期待（想定）するかは、どの程度のリスクを負担するかの決定と原理的に同義である。

貸倒引当金あるいはその設定対象には、概念上2つのタイプのものが存在する。第1のそれは、貸付金などの信用供与によって生じる金銭債権であり、第2のそれは、売上代金（収益）を即時に現金で受け取らないことによって生じる売上債権である。ただしこれらの理論上または実務上の差違は、ごくわずかである場合もある。

いずれのタイプの債権についても、その回収が必要かつ重要であるが、財務会計上の相違としては、第1のタイプについては担保が設定されているものが大半であり、その回収については、第2のタイプにくらべて通常、その確実性が高い状況にあるという特徴がある。

それに対して第2のタイプについては、一般に担保設定はおこなわれておらず、抽象的に相手方の信用力を信じたものにすぎず¹、その回収確実性は低く、よって貸倒引当金設定の必要性は概念上より高いものと考えられる。

② インカム・ゲインとキャピタル・ゲイン

1 中小規模の事業会社は、このような信用力あるいは信用リスクを単独で調査、審査するうえでの人材や技法そしてコスト上の問題を抱えている状態にあることが多い。そこで活用されるのが、わが国の場合、帝国データバンクや東京商工リサーチなどの信用調査会社である。

営業投資や金融投資そのものがリスクテイクであり、それらの成果を管理、回収することそれ自体も、リスクテイクの一環として認識することができるし、またそのように認識することが合理的である。

営業投資は、通常、投資資金が固定資産や棚卸資産の形態をとっているため、その回収期間が相当長期におよぶことが多く——とくに有形固定資産において顕著——、それに対して、少なくともわが国金融機関の多く——メガバンク（従来の都市銀行）や地方銀行等——においては、その金融投資の結果である金融資産は、少なくとも形式的には短期ものである。

金融機関がおこなう営業投資つまり金融投資の結果として取得した有価証券には多種多様な目的や種類あるいは形態のものが存在する。それらは一般に、長期保有によるインカム・ゲイン取得を意図したものもあるし、また短期保有（または売買）によるキャピタル・ゲイン獲得を意図したものもある。さらには、金融機関が事業会社等の株式の相当割合を長期にわたり保有し、それによって、キャピタル・ゲインの獲得よりも、事業会社からもインカム・ゲイン（配当金）の取得を目的にすることもあるし、またそれによって資本関係を強化し、最終的にはキャピタル・ゲインの獲得を意図することもある。こうした投資政策（方針）は金融機関にかぎらず、事業会社においても採用されているところである。

営業投資であろうと金融投資であろうとも、そのリスクテイクがインカム・ゲイン獲得を意図したのかキャピタル・ゲイン獲得を意図したものかによって、金銭債権に対する評価そしてその結果としての貸倒引当金の特性や位置づけも相当程度異なるものになる可能性がある。

(2) 営業投資と金融投資

① 正常営業循環過程

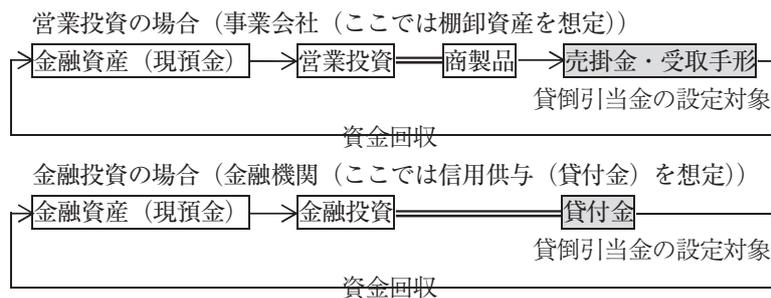
貸倒引当金の代表的な設定対象である、貸付金や売掛金そして受取手形等のそれぞれの特性に応じて、リスクテイクの意義が異なると考えられる。一般的に、売掛金と受取手形は、事業会社はその営業活動を展開した際に生じるものであるのに対して、貸付金は金融機関がその営業活動を展開した際に生じるものである。もちろん、事業会

社が貸付けをおこなうこともあろうし、また金融機関が約束手形や為替手形を保有、割引することもある。しかしこれは相対的な問題であり、さらにはそれらの「本業」がなにかという観点から考察する必要性が浮上してくる。

このような意味において、通常または会計制度上、一律に論じられがちな、貸付金や売掛金そして受取手形等は、会計理論上あるいは会計制度構

築上は、これらを識別した論理展開が適切である。すなわち、売掛金と受取手形は、営業投資の最終段階（の一步手前）にあるものであり、これに対して貸付金は、金融投資の初期段階ないし最終段階にあるもの——その意味で金融投資においては、貸付金等を完全に回収するまでの債権管理がとくに重要になる——である。こうした関係をおおまかに図示するとつぎの図表1ようになる。

図表1 営業投資と金融投資における正常営業循環過程



営業投資においても金融投資においても、貸倒引当金の設定対象は投資の最終段階（の一步手前）にあるものであり、そのような意味において共通点を有すると考えることができる。事業会社においても金融機関においても、正常営業循環過程におけるひとつのサイクルを閉じる1段階前の状態にあるものが、貸倒引当金の設定対象となるのである。

② 標準化と証券化

こうした段階にある、貸付金、売掛金そして受取手形等は金融資産の一種であるが、その特性上、個別的な特性が強く、そのため一般的に「標準化」しにくい特徴がある。上場株式を代表とする有価証券の多くまたは一部は、それが高度に「標準化」されているために、流動性の高い市場を形成しているが、貸付金、売掛金そして受取手形等については、そうした意味での市場（性）は通常は形成されていない。しかしそれでも、それらを「証券化²」することによって市場性あるいは流動性を付与し、転売と適正な価格形成を可能にしている、というよりもそのために証券化されている側面が強いのである。

厳格な意味での「証券化」にはあたらないかもしれないが、信販会社等が売掛金（売上債権）を、金融機関あるいはその関連会社が受取手形を、そして金融機関等が貸付金を、集約、値決

め、販売しているのは広義または実質的な「証券化」に相当するものと考えられる。

また証券化等による貸倒引当金設定への会計的効果としては、貸倒引当金設定（繰入れと戻入れ）が時価評価による評価損益計上に置換したものと解釈できる。こうした特徴からも、貸倒引当金設定と時価評価における会計的共通点を見出すことができる。

さらには有価証券に化体させることによって、その有価証券が時価評価の対象とはならないもの、あるいは合理的かつ客観的な時価評価が困難なものである場合、貸倒引当金の設定（利益額

2 こうした証券化については、本稿ではその可能性と意義を指摘することとどめ、その検討は別稿に譲ることとする。

証券化商品については、解説書を含めて数多くのものが公表されているが、たとえばつぎの文献を参照のこと。

藤瀬祐司『総解説 証券化ヴィークルの法務と実務』日本経済新聞出版社、2009年。

高橋正彦『増補新版 証券化の法と経済学』NTT出版、2009年。

三國仁司『証券化のリスクとファイナンス』東洋経済新報社、2009年。

また米国におけるこうした領域の法的問題と諸論点を網羅的に解説、検討した文献につぎのものがある。

ステイーブン・L・シュウォーツ、ブルース・A・マルケル、リサ・L・ブルーム著、荒井俊行監訳『米国セキュリティライゼーション概説 (LexisNexis アメリカ法概説②)』レクシネクシス・ジャパン、2007年 (Steven L. Schwarcz, Bruce A. Markell, and Lissa L. Broome, *Securitization, Structured Finance and Capital Markets*, Matthew Bender & Company, Inc., 2004.)。

減少要因としての繰入れ)を回避するために、証券化が活用される事態が想定される。こうした意図、目的による証券化は、実態的に会計情報操作(粉飾決算)にあたるものと解釈できる。

I-2 金融投資における正常営業循環過程

(1) 金融機関における会計的特性

① 営業投資としての金融投資

金融機関における営業投資は、原則的にそのすべてが金融投資である。このことを換言すれば、金融機関の「棚卸資産」はすべて資金あるいは金融資産であることを意味する。このような会計的特性に起因して、少なくとも表面的あるいは短期的には、事業会社における営業投資とくらべて単純な側面を有するものである。

金融機関における営業投資が金融投資であるという特徴に起因して、その際に取得される資産(そして負担する負債)は、原則的にそのすべてが金融資産(または金融負債)である。そしてそこにおける金融資産の多くについては、一定程度以上の市場性、流通性を有するものであるという特性から、時価評価についてはもちろん、貸倒引当金の設定そしてそのための算定についても、事業会社における営業投資に比較して容易であることが多い。

けれども、デリバティブなどの金融資産の一部または多くについては、市場が整備されていないものも多く、さらには複数の要素が複雑に組み込まれた資産特性から、その実質的あるいは長期的な価値を的確に算定するのが非常に困難な場合もあり、こうしたことを勘案すると、近時における金融機関が保有する金融資産の評価が容易とは断言できない側面もある。

② 短期的観点と長期的観点

金融機関における営業投資にかぎらず、投資にかかる意思決定とその成果測定については、短期的観点と長期的観点を識別することが肝要である。ここでは原則として金融機関に限定した議論を展開するが、金融機関が預金等で調達した資金を貸付金等として金融投資(営業投資)するわけであるが、そこにおいては、負債側と資産側のそれぞれにおける短期と長期の識別そしてバランスと金利的そして時間的なマッチングの適正化あるいは合理化を図ることが重要になる——本稿にお

いては、これについての検討はおこなわない——。このようなマッチングにおける適正化あるいは合理化は、金融機関(そしてその経営者)に求められる非常に重要な資質と知恵である。

金融機関の営業投資における正常営業循環過程を考慮する際に大切なのは、ワン・イヤールによる正常営業循環基準によろうとも、金融機関の業種業態および投融资政策にも依存する事柄であるが、負債側と資産側の双方において短期物と長期物が混在しているという特徴がある。もちろん、事業会社における営業投資においても、そうした傾向や特徴は存在するが、相対的に金融機関におけるその「混在性」は顕著であり、かつミクロ的にもマクロ的にも大きな影響をおよぼす傾向がある。

(2) 正常性と異常性の狭間と境界

① 絶対性と相対性

営業循環過程が正常に機能しているケースとそうでないケースを、理念上識別できるし、また議論展開のためにそれは必要不可欠である。けれども、正常と異常の境界を明確かつ合理的に確定することは一般的に不可能または非常に困難である。しかしなんらかの規準をもってそれを判定しなければ、どのようなシステムについても、それを円滑に運用することは困難である。

このことは、金融機関における営業投資(金融投資)にも当然に妥当する。というよりも、金融機関の場合、その資金調達と資金運用上の特性に起因して、また金融資産と金融負債の一部または多くが高度の市場性を有しているとはいいたいがたいことから、その的確な評価は困難であることが多い。

さらには、そもそも正常か否かが実態的に明瞭でないことが多く、また白か黒かというような明確な判断は基本的に不可能であり、その多くまたは大半は無数のグラデュエーションを成しているものである。そのようなグラデュエーションのどの段階をもって正常と異常を区別するかについての議論または検討は、その特性上容易に断定できず、悪い意味での「哲学論争」におちいる懸念がある。

② 判断規準と評価基準

こうした特性または限界にもかかわらず、なんらかの異常が認められれば、正常性を逸したものとしての会計処理が必要となる。時価評価(主

義)を採用していれば、そこにおけるルールに則り会計処理するわけであるが、貸倒引当金の設定についても、それにかかるルールが存在するとはいえ——また後述するように、貸倒引当金の設定については時価評価(主義)に類似した要素と側面があるとはいえ——、その適用にかんしては多くの技術的困難に遭遇することがある。その代表的なものとしては、貸倒引当金の設定対象資産の多くについての評価を適時適切に実行するには困難をともなう点である³。

かような技術的困難は、究極的には、コストにかかる問題に逢着し、そのコスト・ベネフィット上の制約または限界から、この問題を完全に克服するのは原理的に不可能である。

I-3 営業投資における正常営業循環過程

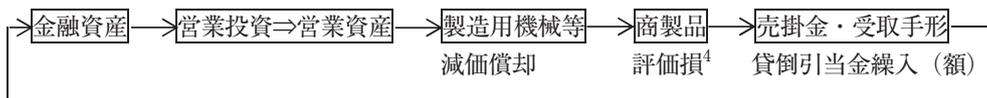
(1) 事業会社における営業投資

① 有形固定資産における正常営業循環過程

貸倒引当金は基本的に金融投資に限定された会計処理であるが、営業投資の結果として回収された金融資産や金銭債権に対してもそれが適用されるものである。しかしまた、営業投資の途上にある資産に対しては、制度会計上は、貸倒引当金の設定はおこなわれず、理念上、それに代替する会計処理としては、たとえば有形固定資産に対する減価償却をあげることができる。

こうした関係を図示すと**図表2**のようになる。**図表1**の「営業投資の場合」では棚卸資産を想定していたが、ここでは製造用機械等の有形固定資産を想定している。

図表2 営業投資(有形固定資産)における正常営業循環過程



図表3 評価損益と貸倒引当金の意義とその関係

商製品の評価損	= (または≒)	貸倒引当金の繰入額	⇒	実質的に時価評価による評価損に類似
商製品の評価益	= (または≒)	貸倒引当金の戻入額	⇒	実質的に時価評価による評価益に類似

② 営業投資(とくに有形固定資産に対する投資)における会計的意義

製造業における営業投資(有形固定資産に対する投資)は、この**図表2**に示したような正常営業循環過程のなかにある。有形固定資産であろうと金融資産であろうと、かような過程にある資産において生じる、一種の「減損」という意味での貸倒引当金(正確にはその繰入額)は、会計理論上においては、減価償却と評価損と同様または類似の会計的または経営的な特性を有していると考えられる。これらの勘定科目に共通することは、評

価損がそうであるように、合理的な期間損益の算定をその主目的としながらも、保守主義の原則を部分的または全面的に適用した結果ともみなすことができる。

保守主義の原則についてはいくつかの見解が提起されており、会計基準の設定または適用にあたって、この原則に過度に依存することは、理論的にも好ましいこととはいえないという考え方もある⁵。ここにおいても、保守主義の原則適用の結果としてこれを理解するよりも、営業投資(有形固定資産に対する投資)の会計的実態を適時適切に認識、測定そして開示するためのものとして理解することが妥当または合理的であろう。

3 その理由や背景についての考察は本稿では省略する。

4 会計理論上においては、減耗損についても同様の位置づけを与えることが可能である。

また事業会社または販売会社が商製品を保有している段階において、会計理論上は評価益を生じている可能性があるが、通常の商製品については、その在庫期間が短期または正常営業循環過程のなかにあることから、これら商製品にかかる評価益は計上せず、売却時点において売却益が計上されることになる。このような考え方に準拠することによって概念上認識される商製品評価益については、つぎの(2)において検討する。

5 そのなかのひとつあるいは代表的なものとして、たとえばつぎのような見解がある。ただし傍点での強調は本稿筆者によるものである。

「……保守主義の原則は心情に属することであって理論ではない。したがって、それは理論の形成にあたってはつとめて排除されるべき性格のものである」

飯野利夫『資金的損益対照表への軌跡』国元書房、1979年、305頁。

(2) 評価損益と貸倒引当金の意義とその関係

① 意義そして特性と関係

商製品においても、評価損が生じるだけではなく、実質的な評価益が生じることもありえる。貸倒引当金にかんしていうと、貸倒引当金の戻入額がそれに相当するものである。これらの関係を図式化すると図表3のようになる。

商製品に対する評価も、金銭債権に対する貸倒引当金の設定も、それらを適時適切に実施すれば、その実質的な効果は時価評価による評価損益にきわめて類似したものといえる。しかし当然、その会計的特性は異なるものである。たとえば商製品の評価益は理念上は存在しなくても、それを会計制度上認識することはできない。理論的に考察すれば、こうした評価益の理念上の認識が可能な商製品とは、非常に人気がある、または稀少価値がある商製品であり、定価またはそれ以上の価格での販売が可能である商製品について発生するものである。もっとも、通常の販売ルートにおいて定価以上で販売することは、現実的には想定できず、これはあくまでも理論的または仮定的な存在である⁶。

この評価益以外については、評価損は売上原価に算入（つまり控除）され、その結果として売上損益に反映されるのに対して、貸倒引当金の繰入額は販売費および一般管理費を構成し、その意味においては、結果的には評価損と同様の会計的位置づけが与えられていると考えられる。

② 貸倒引当金の戻入の意義と影響

貸倒引当金の戻入は、一般に、貸倒引当金の

繰入額見積りの誤りとして理解される。そこで制度会計上は、貸倒引当金の戻入額は特別利益として処理され、その会計的位置づけは前期損益修正項目に算入されるのである。そのため、貸倒引当金の戻入額は特別利益を構成し、税引前当期純利益および当期純利益に反映されることになる。

しかしこれとはべつの観点に立脚すれば、貸倒引当金繰入れ（額）は、引当金対象資産を時価評価（または公正価値評価）した際に認識、計上される評価損益と同様または類似の会計理論上の特性を有するものと解することもできる。もっとも「本当の」評価損益と異なる点は、貸倒引当金繰入れは、定義上または制度上、貸倒引当金繰入れが実施された後に計上されるものであり、よって時価評価に置き換えて考えれば、評価損の計上を前提としていることである。

このことを前提とすれば、「単独で」貸倒引当金繰入れが認識、計上されることはありえないが、時価評価採用時の評価損益の認識、計上は、原理的に「単独で」なされるという相違がある。

II 貸倒引当金の設定主体と設定客体の関係

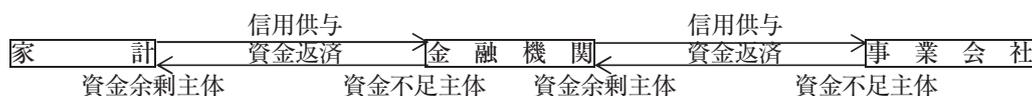
II-1 貸倒引当金の設定主体と設定客体にかかる組合せパターン

(1) 基本的な前提と特徴

① 資金余剰主体と資金不足主体

原理的に貸倒引当金の設定主体は、信用供与をしていることから、金融機関などの資金余剰主体であり、それに対してその設定客体は、信用供与

図表4 資金余剰主体と資金不足主体の重層的関係



6 もっとも、二次的販売ルート（金融的な用語法でいえば、発行市場ではなく、流通市場に近い概念である）においては、こうしたプレミアムを上乗せした価格での販売が可能であろうが、一般的な事業会社、とくに上場企業はこのような二次的販売ルートに直接関与することはない、または非常に少ない——中古市場が比較的完備されているのについては例外ではあるが——。さらには、いわゆるオープン価格（プライス）を採用している商製品においては、事業会社が想定（期待）した価格を超過した販売価格を実現できる可能性もないわけではないが、そうした事態が生じることはきわめて稀なことであろう。けれども、量販店等における「値引き額」が、同業他社の同種そして同スペックの商製品の平均値引き額を下回った場合、その差額は実質的に評価益を構成しているともみなすことも可能である。

を受けていることから、事業会社などの資金不足主体である。けれど通常、経済学において言及されるように、金融機関は預金などの形態で資金を受け入れていることからすると、金融機関は資金不足主体であり、預金者（家計や法人）等は資金余剰主体である。

これらの関係を図式化すると図表4のようになる。

貸倒引当金の設定主体と設定客体の関係は重要である。なぜなら、その主体と客体の経済的ある

いは経営的な特性によって、その会計的な位置づけや評価基準が異なるからである。一般に、貸倒引当金の設定主体は、信用供与をなす経済主体である金融機関がその立場にあることが多い。それとは逆に、金融機関が貸倒引当金の設定客体つまり信用供与を受ける立場にたつこともある。事業会社がその立場にたつこともありえるのである。

② 貸倒引当金設定の意義と必要性

こうした関係において重要な点は、家計であろうと金融機関であろうと、資金余剰主体はどのような呼称、形態のものであろうとも、信用供与をなしていることから、会計理論上は、その制度あるいは前提がどうであろうとも、貸倒引当金の設定は必要不可欠である。資金余剰主体が信用供与をなす際には、当然、資金不足主体の信用リスク等を調査、審査のうえで、貸倒引当金の設定をおこなっているはずである。

このことを敷衍すれば、会計理論上は、たとえ家計であったとしても、銀行等の金融機関に対して信用供与をなしているものであり、そのかぎりにおいて理論上は貸倒引当金の設定（繰入れおよび戻入れ）をおこなう必要があることを示唆する。その際は、貸倒引当金の設定客体である金融機関の信用リスクを調査、審査しているはずであるが、そのコスト的あるいは技術的な制約から、金融機関がその設定主体である際にくらべて簡易な手法が採用されている可能性がある。そこにおいては、格付会社による格付け等を利用していることが想定される。

もともと、預金保険制度の保険対象となっている預金については、貸倒引当金の設定は必要ないことになるが、制度上または理論上は、金融機関が預金保険ファンドに対して保険料を支払っており、その一部は預金者が受け取るべき金利から支

払われているとも考えられる。その場合、貸倒引当金の設定主体たる預金者は、その意思にかかわりなく、「うべかりし金利」を受け取らないという形で、実質的な貸倒引当金繰入れを「強要」されていると考えられる。

(2) 組合せパターンとその会計学上の意義

① 分析的フレームワーク

さきの図表4から家計を除くと、金融機関と事業会社のそれぞれが貸倒引当金の設定主体と設定客体となることになる。このような関係を図式化すると図表5のようになる。以下においては——とくにⅢにおいては——、この図表5に提示した設定主体と設定客体にかかる組合せパターンについて、より詳細に検討する。

図表5における矢印は信用供与の方向、つまり資金の貸付け等を意味する。その組合せパターンについては、(a) ないし (d) の4つが存在、機能していることになる。

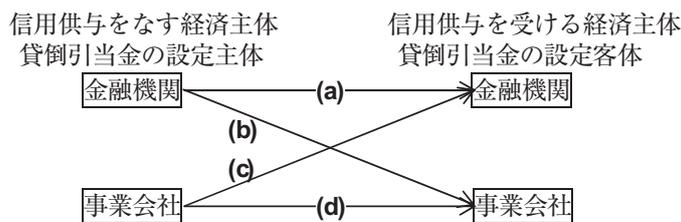
なおこの図において、金融機関と事業会社がともに（同時に）貸倒引当金の設定主体（信用供与をなす主体）になることはありえず、それとともに貸倒引当金の設定客体（信用供与を受ける主体）になることもありえないのは当然である。

② 調査あるいは審査

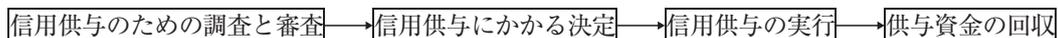
図表5の矢印は貸付けの際の資金の流れを示す。この矢印の逆方向においては、貸倒引当金の設定客体にかかる信用リスクなどの調査、審査がなされ、また信用供与した資金の返済（回収）がなされていることを意味する。

その意味において図表5は、信用供与の方向（性）のみを示すために単純化したものであるが、図表4とかかわらせて、それらの関係を時系列的に図示すると図表6のようになる。

図表5 貸倒引当金の設定主体と設定客体にかかる組合せパターン



図表6 信用供与にかかる意思決定と実行そして回収



これら一連の流れは、信用供与にかかる意思決定であり、そのリスクマネジメントでもある。それらの流れの出発点である信用供与のための調査と審査は、当然、会計上も経営上もきわめて重要な事柄あるいは要素である。またこれらの流れは、図示したような形式に「一方的な」ものではなく、次回以降の「供与資金の回収」という事実そして情報は、「信用供与のための調査と審査」のための重要な情報となる。つまりこれらの流れはフィードバック的なループを形成そして機能させているのである。その際において会計情報あるいは財務情報が果たす役割が大きいのは当然である。

Ⅱ-2 貸倒引当金の設定主体と設定客体をめぐる評価上の関係

(1) 評価上の対象をめぐる論点

① 信用リスクの会計的特性についての概論

さきの図表5に示したように、貸倒引当金の設定客体は、原則として事業会社であるが、現実では金融機関もその対象になりえるものである。ここでは、こうした貸倒引当金の設定客体、つまりは信用供与を受ける経済主体の特性とその意義について考察する——一部は先述した——。貸倒引当金の設定にかんしてその設定客体に対する評価が重要になるのは、その信用リスクあるいは借入金返済不能にかかるリスクを反映したうえで貸倒引当金の繰入額あるいは繰入率が決定する必要があるからである。

元来、信用リスクの合理的かつ客観的な評価と測定は、その原理上、非常に困難なものである。それは、信用リスクの会計的本質は、要するに回収不能（返済不能）の確率または確度にかかるものであり、その大半は財務上の制約（条件）に服するものの、部分的または究極的には、事業会社あるいはその経営者の組織特性や人間性⁷を評価することにほかならないからである。

会計上あるいは財務上の信用リスクの評価は、当然、事業会社の財務的状況（とその見通し）に限定される。さらにこの財務的状況等に対して大

きな変化をもたらす可能性がある経済的環境等の変化については、ある程度は見通しに織り込み可能なものの、それを網羅的かつ客観的に認識、評価することは原則的に不可能である。

② 業種業態と個別企業そして投資プロジェクト

ここで肝要なのは、その設定客体の業種業態における特性と個別企業における特性さらには個別投資プロジェクトにおける特性であり、かつそれらの関係であるが、それらは時間的な経過と環境的な変化によって刻一刻と変動しているという事実である。このような変動を即時に認識し、それを会計情報に反映させるということは、会計上のコストを無視しないかぎり、事実上不可能である。

これら3つの会計的、経営的な特性、そしてそれらの関係を完全に認識、評価することは、原理的に不可能である。これは、なにも貸倒引当金の設定にかぎったことではなく、財務会計論ないし会計学において共通する特性（制約）である。こうした特性または制約のもとにおいて会計的な認識そして評価をせざるをえないことは、会計システムの宿命である。

しかしまたこれら3つは、原理的につぎのような関係にあると考えられる。それは原則として、個別投資プロジェクトの信用リスクを集計または合計したものが個別企業のそれになり、個別企業の信用リスクを集計または合計したものが業種業態のそれを構成していることが前提とされている点である。けれどもこの関係は、線型的なものではなく、非線型的なものであり、このことが相対的な意味でのマクロレベルでの信用リスク評価を困難にしている理由のひとつでもある。

なお管理会計あるいは内部管理のうえからは、財務会計システムとは別立てでのシステムの構築と運用がなされている蓋然性がある。こうした問題のうち管理会計システムと財務会計システムの関係の一部については、つぎの(2)の②において検討する。

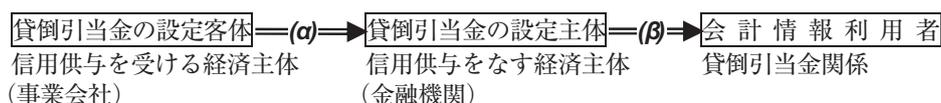
(2) 会計情報における非対称性

① 信用リスクにかかる評価情報

会計情報にかぎらず情報一般においては、その「非対称性⁸」が議論されることが多いが、そのなかにおいても、貸倒引当金の実質的な中身とそ

7 英国において伝統的に融資に際して「銀行家は会社をみるのではなく、その経営者をみるべきだ」という格言がある。これは会計情報や財務情報を読むのは当然のことであり、究極的には経営者の人柄あるいは人間性が重要だということを物語っているものである。

図表7 貸倒引当金の設定主体と設定客体の評価情報の流れ（流れ）



の変化そしてその兆候については、そうした傾向が顕著である。とくに貸倒引当金の設定客体にかんしては、ここで問題とする会計情報（貸倒引当金関係）の利用者は、貸倒引当金の設定客体の会計的状況そのものを知りたいわけではなく、貸倒引当金の設定主体の会計的状態を知りたいのである。そのような意味において、会計情報利用者は、貸倒引当金の設定主体の判断と評価を通じて間接的に、貸倒引当金の設定客体の状態を知ることになるにすぎない。こうした評価上の関係を図示すると図表7のようになる。

図表7における二重線の矢印は、会計情報の「流れ」を表象するものである。したがってこの逆の流れは、評価行為そのものを意味することになる。ここにおいては、原則的に2つの「会計情報の非対称性」が存在、機能していることになり、この一部を解消するのが財務会計システム（会計情報）に課された重要な機能のひとつである。

② 管理会計と財務会計（の関係）

貸倒引当金にかぎらず、企業会計における管理会計システムと財務会計システムは相互補完的あるいは相互依存的な関係にある。管理会計システムは原則として非制度的特性を有しており⁹、それに対して財務会計システムは、その制度的特性に起因して、強固な制度性を有しているという特性がある。

おもに内部管理目的そして原価計算目的で作

成、利用されている管理会計（的）情報の大半または一部は、たとえば売上原価の算定などを通じて財務会計システムとリンクしている。このような特性を貸倒引当金にあてはめると、時系列的な意味で第一義的には管理会計上の目的のために、個別の与信先やその投資プロジェクトの信用リスクを評価、管理するためのものであり、その多くは財務会計上の目的と一致している。

図表7の（α）は管理会計的または財務会計上の報告のための資料収集という性質のものであり、これに対して（β）は財務会計上の報告である。こうした意味において、貸倒引当金の設定主体、多くの場合、金融機関は、貸倒引当金の設定客体と会計情報（貸倒引当金関係）利用者との「媒介」または「仲介」の役割を果たす存在であると理解することができる。

II-3 リスクテイクにおける金融機関と事業会社の特性

(1) 根本的問題意識と現状認識

① 時間的経過と環境の変化への会計的対応策
 会計的な企業実態を適時適切に反映した会計情報を作成、開示することは、会計情報の事実描写性を向上させるという意味において必要である。しかしそのためには、企業実態を常時モニタリングする必要があり、かつ貸倒引当金の設定対象となる債権等はその状態そして時価がそれぞれ時々刻々と変化するものであり、すべての対象債権等にかんする会計的状況を完全に把握することは、現実的かつコスト的に不可能である。こうしたことは、貸倒引当金の設定対象の多くが、高いレベルのリスクテイクの結果であることにも起因する。

企業経営者が時間的経過や環境の変化に即応した対応策をとることは、経営者としての当然の責務である。そこにおいて採用される対応策は、おもに経営上のそれであるはずである。ここでいう会計的対応策とは、たとえば本稿で考察している貸倒引当金の設定そしてそれに関連した会計政策等を適時適切に立案そして実行することを意味する。しかしそれ

8 情報における非対称性については、代表的かつ古典的なつぎの文献を参照のこと。

Arrow, K.J. (1963), Uncertainty and the Welfare Economics of Medical Care, *The American Economic Review* 58, 1963, pp.941-973.

Akerlof, G. (1970) 'The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism, *Quarterly Journal of Economics* 84 (3), pp.488-500.

なお有名なことであり、また周知のことであろうが、Akerlofの文献タイトルでいう“Lemons”は、果物のレモンではなく、米語俗語でいう「中古車」を意味する。

9 コンピュータのアプリケーション・ソフトにおける管理会計システム統一化の実現または進捗にともない、おもに連結対象会社間における内部管理や内部統制を目的とした統一化が進展しているという現実には留意する必要がある。

は、貸倒引当金の設定にかかる規程上のアローワンスを活用（悪用）した会計情報操作にも結び付く危険性を内包しているものである。

② 調整あるいは会計的対応策にかかるコスト問題

企業会計全般に妥当することであるが、適時適切な会計情報を作成、開示——財務会計においてはその前提として監査が必要であり、そのぶん追加的なコストが生じる可能性がある¹⁰——することには、膨大なコストを要するものである。そのため会計基準の設定と適用において、コスト・ベネフィット分析上の制約に服するのが現実的または合理的である。

本稿においては、個別具体的な会計基準や会計情報等にかかる厳格なコスト・ベネフィット分析はおこなわないが、こと貸倒引当金についても、たとえ設定客体としての事業会社全体の信用リスク等にかぎったとしても、それが技術的かつコスト的に容易でないことは歴然としている。ましてや、設定客体の事業会社が有する個別投資プロジェクトの成否とその程度にかかるリスク評価と、それらが「合成」または「集計」された際のリスク評価を的確かつ正確に実行するとなると、たとえ理論ベースに限定したとしても、制度上、現実的には不可能または非常に困難である。

なおこのような問題は、直接的または表層的には、コスト上の問題であるが、間接的または本質的には、リスク評価の前提となる技術的仮定に対する評価と検証の問題に逢着するが、本稿ではこれについての検討は省略する。

(2) 金融機関と事業会社におけるリスクタイプ特性

① リスク選好性とリスク回避性

頻繁に言及される事柄として、株主を代表とする投資者はリスク選好的であり、それに対して金融機関を代表とする債権者はリスク回避的とされる。これは、それぞれの機関特性と契約特性に起因して、リスクとリターンにおけるパターンに特徴があるからであり、経済的に当然の帰着である。

10 本稿においてはこの監査コストの問題については考察しないが、年次報告書のみならず、半期報告書や四半期報告書が制度化されるにともない、監査コストにかかる問題（負担）は重要な要素になっている。

こうしたリスク特性と平行に論じることは困難であるが、原理的には、事業会社はリスク選好的であり、それに対して金融機関はリスク回避的な傾向が存在、機能していると考えられる。もちろん、これは相対的な程度の問題であり、それぞれの企業によって相当程度の相違があるのは当然である。

また周知のように、金融機関、事業会社ともに、新株発行による資金調達（資本）と金融機関あるいは預金（金融機関の場合）による資金調達（負債）によっている。このバランスあるいはコンビネーションによって、ガバナンスの方向性と指向性が決定づけられるのである¹¹。

そうした状況下においては、メインバンクは特定の事業会社に対して、投資者（株主）と債権者（与信者）としての立場そして特性を同時に満たしていることになる。さきに述べた特性から、メインバンクは、リスク選好性またはその回避性にかんして「二重人格」的特性を帯びる宿命にある¹²。

② メインバンク・システムと債権放棄¹³

メインバンク・システムはわが国固有の金融シ

11 新株発行による資金調達（資本）は一般に強固な財務体質を形成し、それに対して借入れによる資金調達（負債）は脆弱な財務体質を形成するとされる。しかしこれには矛盾する側面もある。それは、株主等の投資者は通常「ハイリスク、ハイリターン」を志向し、これに対して債権者は「ローリスク、ローリターン」を志向するという特性に起因するものである——より正確に記述すると、債権者はその契約上、ローリターンしか保証されていないために、ローリスクを求めるにすぎない——。こうした投資者と債権者のリスク選好からすると、投資者によるコミットメントの割合が強くなればハイリスクを志向するようになり、債権者によるそれが強くなればローリスクを志向するようになる蓋然性がある。

12 こうした特性のもとにあるメインバンクの経営上あるいは会計上の意思決定とその影響も重要な論点のひとつであるが、本稿においては、これらの論点についての検討は省略する。

メインバンク・システムについては、つぎの文献が代表的かつ網羅的である。

青木昌彦、ヒュー・パトリック編著、白鳥正喜監訳『日本のメインバンク・システム』東洋経済新報社、1996年（Masahiko Aoki and Hugh Patrick, *The Japanese Main Bank System: Its Relevance for Developing and Transforming Economies*, Oxford University Press, 1994.）。

またその用語法についてはともかく、メインバンク（システム）それ自体は、わが国固有のものと断言できない側面もある。

13 このような問題については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

星野一郎『金融機関の会計政策——時価会計・利害調整・情報操作——』中央経済社、2005年、136-199頁。

システムといわれることがある。またこのことをもって、いわゆる「日本的経営¹⁴」の特性と紹介、検討されることもある。

メインバンク・システムの制度的前提が順調に機能しているかぎり、かつそれを経済社会が受容しているかぎり、このシステムの弊害は顕在化しない。ところが、その制度的前提が機能しない場合には、このようなシステムの弊害が表面化する。経済的環境などが変化し、いわゆる「系列」などが有効に機能しない場合には、メインバンク・システムのメリットは一転して、事業会社の主体性を縛る足枷となる懸念がある。

メインバンク・システムのもとにおいては、出資および融資を通じて、系列会社や関連会社等との密接な関係が構築されている。そのような環境のもとでは、債権放棄をせざるをえない状況も生じる。そうした場合、金融機関は自己の、株主としての立場あるいは利害と債権者としてのそれらとを比較考量のうえ、それらを総計した利害の極大化を念頭に置いた施策を立案、遂行しているはずである。これを換言すれば、メインバンク・システムたる金融機関は、その立場に拘束されているともいえる。近時わが国において頻発する債権放棄には、こうした側面が強く影響していると思われる。

このようなメインバンク・システムの呪縛は、融資等を受ける事業会社からすると、継続的な融資を保証する意義があり、またそのためもあり債権放棄を受けることができるというメリットがあることを意味する。この局面においてメインバンク・システムは両刃の剣である。こうした状況下での貸倒引当金の設定については、より現実的かつ複雑な様相を有すると考えられるが、本稿においてはこれら論点の考察は省略する。

14 いわゆる「日本的経営」については、とくに過去において数多くの文献が公刊されている。ここでは、そのうちたとえばつぎの文献を参照のこと。

ジョージ・オルコット著、平尾光司・宮本光晴・山内麻理訳『外資が変える日本的経営——ハイブリッド経営の組織論——』日本経済新聞出版社、2010年（George Olcott, *Conflict and Change: Foreign Ownership and the Japanese Firm*, Cambridge University Press (Reissue Version), 2011.）。

熊沢 誠『日本的経営の明暗』筑摩書房（ちくま学芸文庫）、1998年。

尾高邦雄『日本的経営——その神話と現実——』中央公論社（中公新書）、1984年。

Ⅲ 貸倒引当金の設定主体と設定客体をめぐる個別組合せパターン

本章では、Ⅱの図表5において提示、検討した「組合せパターン」にかかる全般的特性（Ⅲ-1において検討）と、個別の組合せパターンに特有な特性（Ⅲ-2ないしⅢ-4において検討）について考察する。

Ⅲ-1 設定主体としての金融機関と設定客体としての金融機関の関係¹⁵

（1）金融市場における短期的取引（信用供与）

①「一対一」での取引

図表5の（a）は通常の場合、いわゆる金融市場を通じておこなわれ、またそれは短期または超短期（1日または数時間）の信用供与であり、かつその金額は金融機関相互間でおこなわれることにも起因して巨額であることが多い。

この（a）における貸倒引当金の設定の会計的な特性はつぎのようなものである。この場合、その信用供与期間が短期または超短期であることから、これに対して財務会計上の貸倒引当金が設定されることは、原則的に不可能である。またこの信用供与期間が短期または超短期であることは、財務会計上は通常、1年間、半期または四半期を会計期間とすることからも、無視されてしかるべき特性である。

この場合、会計制度上も会計理論上も、（超）短期の貸付金に対する貸倒引当金の設定がなされることはないが、その代替措置として、その際に想定される貸倒引当金繰入額相当分が金利に上乘せられている蓋然性がある。このような会計的あるいは経営的な措置は、信用供与期間（（超）短期）と信用供与客体（金融機関の専門性）の特性からして、制度的かつ理論的に妥当なものと評価できる。

②「一対多」での取引

①での議論は、個別の金融機関同士の「一対一」の関係において成立するものであり、ひとつの金融機関が複数の金融機関に対して、こうした金融市場において信用供与をしている場合には、

15 理念上は、中央銀行が貸倒引当金の設定主体となる場合とその設定客体となる場合も想定されえるが、本稿においては、そうした場合を検討する理論的または制度的な必要性に乏しいと判断し、これらの場合についての考察は省略する。

このような単純な議論は基本的に成立しない。すなわち、ひとつの金融機関は現実的には、多くの金融機関に対して信用供与をしているものであり、また多くの金融機関から信用供与を受けていることが多い。こうした「一对多」の関係そして「多対一」の関係においては、年間を通じて、一定以上の金額の信用供与を受け、また与えている状況下にある。このような状況においては、会計理論上当然に、貸倒引当金の設定をおこなうべきである。

ただしその場合においても、個別案件の信用供与期間が（超）短期であることに変わりはない。そうすると、さきの①での議論がそのまま通用することになるが、①との大きな相違は、「一对多」での取引においては、常時一定の信用供与残高が存在していることが過半であり、制度的にも理論的にも、貸倒引当金の設定がなされるべき必要性がある。

なおその際、貸倒引当金の設定（とくに繰入れ）と①で論じた金利上乗せ分の関係が問題になるが、本稿においてはその点についての考察は省略する。

（2） 理論的処理と現実的対応

① 貸倒引当金設定上の限界

けれども現実には、こうした状況に対して貸倒引当金の設定がなされることはない。なぜなら少なくともこれまでのわが国においては、金融機関および金融市場に参加する経済主体において実質的に倒産した事例がきわめて限定的であったことに起因していると考えられる。

しかし周知のように、山一証券株式会社の倒産¹⁶にみるように、またその後の金融機関の破綻にみるように、金融市場における資金調達が適時適切になされないことによって、または金融市場にお

いて企業の信用リスクについてよからぬ情報または噂が流れることによって、その企業が実質的または形式的に倒産の危機に瀕するという事態が出現する懸念がある。

② 信用供与の中止

よってこのような側面においては、金融機関には貸倒引当金を設定する理論的な必要性があるものの、会計制度上そうした規程は存在しないし、またその繰入額または繰入率を適正に算定するのは至難の業である。したがって、こうした状況にある金融機関は、貸倒引当金の設定によらずして、その信用供与が（超）短期であるという契約上の特性を活用して、信用リスクが短期的に高まったと判断されるか、そのような兆候が顕在化した時点で、その信用供与を中止し、その資金を即座に回収するという手法が採用される傾向がある。

もちろん、金融市場において多くの金融機関（そして事業会社）がそうした財務的行動をとった場合には、金融機関あるいは事業会社の破綻は加速または確実になるが、これはことの成り行き上当然の帰結である。

Ⅲ-2 設定主体としての金融機関と設定客体としての事業会社の関係

（1） 金融機関の本源的特性（機能または役割）

① 評価客体の会計的特性（属性）

つぎに図表5の（b）は、貸倒引当金の設定においてとくに問題となる場合である——こと金融機関における貸倒引当金の設定等についていえば、この関係がもっとも重要である¹⁷——。金融機関はその経済社会的機能から、資金不足の経済主体に信用を供与、つまり資金の貸付けをおこなうことになる。ここにおいて問題になるのは、貸倒引当金の設定客体である事業会社の会計的あるいは財務的な特性である。この特性には、先述したように（Ⅱ-1の（2）の②）、事業会社の属

17 またその際には、金融機関が与信先の事業会社等に対して設定する担保とその評価も重要であるが、本稿においては、それについての検討は省略する。

担保にかかる問題については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

星野一郎「担保主義の憂鬱——時価主義的装置の陥穽——」山地秀俊編著『日本型金融システムの変貌と企業会計』（神戸大学経済経営研究所研究叢書第54号）神戸大学経済経営研究所、87-140頁。

16 山一証券の倒産については、じつに数多くの出版物が存在する。ここでは、たとえばつぎの文献を参照のこと。

山一証券株式会社社内調査委員会『社内調査報告書——いわゆる簿外債務を中心として——』1998年4月。
<http://www2.kunihiro-law.com/jimusho/yamaiti.pdf>, 2012年10月1日閲覧。

河原 久『山一証券——失敗の本質——』PHP 研究所、2002年。

鈴木 隆『滅びの遺伝子——山一証券興亡百年史——』文藝春秋、2005年。

する業種業態にかかるものと、個別事業会社に特有のものと、さらには個別の投資プロジェクトにかかるものがある。これらを詳細に考察することは、実務家でもないかぎり——またそれでも——かなりの困難に遭遇することが予想される。またたとえそれが判明したとしても、個別特性の詳細は機密事項であることが多く、その公表は不可能かつ不適切であろう。

そこで本稿では、個別具体的な事案の考察ではなく、理念的または概念的な検討をおこなうことにする。ここでは、その基本構造にかかる評価面での特性の一部について言及するにとどめる。

② 投資プロジェクト別評価と全社的評価

金融機関が事業会社に融資する場合、そこにおいては、個別の投資プロジェクトに対する評価をなしている場合と、事業会社全体にかんする信用リスクの評価をなしている場合とに大別することができる。これら2つの関係を概略的に整理すると、管理会計的あるいは内部管理的には、投資プロジェクトごとの評価がなされており、また財務会計的あるいは与信先管理的には、与信先である事業会社全体の信用リスクが評価されていると考えられる。ここにおいては当然、特定与信先の信用リスクは原則的に、与信先の投資プロジェクトのその総計である¹⁸。

また概念的あるいは理念的に言えば、投資プロジェクトごとの評価は、ある意味からすると「純粋な」投資にかかるものであり、それに対して全社的評価は、運転資金にかかるものであることが多いと想定される。

いずれにしても、こうした状況のもとにおいては、投資プロジェクト別評価（の結果）と全社的評価（の結果）をめぐる因果関係を明瞭に記述することは不可能に近い。これらの関係においては、多種多様な要素が錯綜しており、単純な意味での加法的関係が成立、機能していないと考えられるからである——そのために経営者の資質や経

営戦略などの巧拙が重要になるのであるが——。

大雑把な想像をはたかせると、金融機関にかぎらず評価主体は、評価客体が有する、かような「複雑系」を、可能なかぎり数理的に認識、計測しようとしつつも、最終的には、職人的なセンスまたは「勘」によって判定せざるをえない場面もあろう。けれどもその際においても、その判定材料となるものは、基本的に会計情報や財務情報であることに変わりはない。

（2）投資プロジェクトの失敗と中止そして中断

① 投資プロジェクト失敗の場合

ここで問題になるのは、投資プロジェクトが失敗した場合（およびその可能性（リスク）が上昇した場合）とそのプロジェクトが諸般の事情から中止あるいは中断した場合（およびその可能性（リスク）が上昇した場合）である。前者の場合、その失敗が実質的に判明した際には、その全額またはそれに近い金額について貸倒引当金を繰り入れる必要があり、その可能性が一定程度以上上昇した際には、それに相当する金額を貸倒引当金を繰り入れる必要がある。

② 投資プロジェクト中止の場合

つぎに後者の場合、すなわち投資プロジェクトの中止または中断については、前者の場合とは異なる判断基準と会計処理が求められる可能性がある。

投資プロジェクトの全面的中止の場合は、通常それ自体は事業会社にとって好ましいイベントでないことが多いが、会計処理上はいたって簡単である。すなわち、その中止が確定した時点（会計上正確には、その時点が属する会計期間の決算日）において、その全額を貸倒損失とすればすむことである。

③ 投資プロジェクト中断の場合

1) その意義と課題

ここにおいてより問題になるのは中断の場合である。中断の場合においては将来において投資プロジェクトの再開が想定されているが、その時期が不確定、不明確なことが多いからである。このことは換言すれば、投資プロジェクトの中断には、実質的にプロジェクト継続に類似したものと、実質的にプロジェクト中止と同様なものが混在しており、その境界が不明確であるがゆえに、それにかかる会計上の判断を的確におこなうのが

18 事業会社等の信用リスクを構成するものは、その事業会社等が有する投資プロジェクトに限定されるわけではない。営業投資にかかる投資プロジェクトだけでなく、運転資金にかかるキャッシュフローの管理や内部統制の適切な構築と運用なども、事業会社等の信用リスクの重要な構成要素である。しかし金融機関が与信という立場からコントロールあるいは評価する直接の対象は、原則として運転資金の融資以外については、個別の投資プロジェクトである。

困難であることを意味する。

中断の際に問題となるのは、その理由や事情そしてその期間などである。事業会社等が展開するどのような投資プロジェクトにおいても、そのプロジェクトを計画した当時においては想定できなかった状況や環境の変化そして社内事情の大幅な変化が生じるのは容易に予想されるところである¹⁹。

2) 実態的に中止と同様なケース

投資プロジェクトの中断にはいくつかのタイプが考えられる。大別すると、実態的には中止と同様またはそれを想定したタイプと、文字どおりの中断で、再開がほぼ確実なタイプがある。前者のタイプについての会計処理は簡単である。それは、そうした事態におちいった際の規程が融資契約書に書き込まれているのであれば当然それにしたがって、その状態を的確に反映する会計処理（貸倒引当金を含む）を実行すればよいだけである。

問題なのは、融資契約書にそのような規程がない場合である。その場合には、もしそうした会計基準等が存在すればそれに準拠すべきであるが、そのような規程は存在しないことが圧倒的に多く、また存在したとしても、適用する会計処理を的確かつ詳細に定めることは理論的にもともかく、実際には至難の業であろう。抽象的あるいは一般的に表現すれば、貸倒引当金への繰入率（繰入額）を含めた会計処理は、その経済的な実態を適切に反映したものが採用、適用されるべきであるのは当然である。

3) 再開を想定したケース

問題なのは後者のタイプである。再開がほぼ確実といっても、その可能性には相当程度の差がある。また再開されるといっても、再開までの期間については長短がある。そして投資プロジェクトの再開までの期間が長いほど、そのリスクあるいは不確実性は高くなる。投資プロジェクトの再開にかかるリスクを、再開までの期間のみで計ることは理論的にも実務的にも最善ではない。経営的な状況や経済的な環境の変化もあろうし、またそれに付随する変化もあろう。ここにおける会

計的課題は、時間的な経過と環境的な変化を会計的にいかに的確に認識するかである。

これに比べて中止の際は、比較的あるいは相対的に簡単である。融資の根拠としての投資プロジェクトそれ自体が中止されたわけであるので、融資資金の回収がおこなわれてしかるべきである。投資プロジェクト再開の後に中止が確定したケースにおいても、これらは同様である。

投資プロジェクトが失敗した場合とそのプロジェクトが中断または中止した場合のいずれにおいても、その際の担保または契約内容（との関係）が重要になる——本稿においては、これについての検討は省略する——。

Ⅲ-3 設定主体としての事業会社と設定客体としての金融機関の関係

(1) この関係の稀少性とその課題

そして図表5の(c)については、事業会社が金融機関に対して信用供与をなす場合であるが、これは通常、生じえないものである。一部の特殊な事業会社が金融機関に対して信用供与をなすこともありえるかもしれないが、理論的にも実務的にも論点となることは少ないと考えられるので、本稿ではこれについての考察は原則として省略する。

一般的な意味、用法としての信用供与においては、たしかに事業会社が貸倒引当金の設定主体となり金融機関がその評価客体となることは稀であろう。しかし家計については先述したように(Ⅱ-1の(1)の①と②)、事業会社においても、預金という形態で金融機関に対して信用供与をなしている。さらには、手形決済などにおいて、一時的かつ実態的に信用供与をなしているのと同様な事態も想定される。会計理論上は、事業会社が金融機関に対して貸倒引当金を設定する必要があるが、これについてはつぎの(2)において若干考察する。

(2) 預金債権に対する貸倒引当金設定の合理性

① 理論的妥当性と制度的実現性

事業会社といえども、金融機関に対して信用供与（預金）しており、そのような金銭債権に対しては、会計理論上は貸倒引当金の設定（繰入れ）が必要になる。もっとも、預金保険制度上の保護対象となっている預金については、当然このかぎ

¹⁹ もちろん、それに適切に備えて、プロジェクトにかかる融資契約書の内容は理念上は的確に定められているはずであるが、すべての事態を想定した契約書の作成は現実的には不可能または非常に困難である。

りではない。これは家計がなす預金と理論的には同様である。

この場合、金融機関が事業会社（または個別投資プロジェクト）の信用リスクあるいは健全性や流動性を調査、審査しているのと同様に、事業会社が金融機関のそれらについて調査、審査していることが予想される。けれども、こうした会計処理はあくまでも理念的に想定されるものであって、それをめぐるコストとベネフィットを比較考量すると、その制度化には大きな障壁が存在する。

② 格付け活用の可能性と限界

事業会社が金融機関を評価、選別することは現実的に稀である。けれども金融危機の際などのように、金融機関の健全性が全体的に低下した際には、平時とは異なり、金融機関の立場が弱まる——よって事業会社の立場が相対的に強まる——ことがある。その場合に事業会社は、格付会社による格付け²⁰や、信用調査機関によって提供される情報をもとにした意思決定をなす事態が想定され、そのような利用は多くの場合、合理的な判断であると考えられる。

そうした予想の際に事業会社は、そのコスト節減のために、格付会社が公表する、金融機関の信用格付け（とくに預金債権に対するそれ）などを活用することが予想される。それらをもとにして預金債権に対する貸倒引当金の設定をおこなうことは、会計理論的にも現実妥当的にも合理的な措置である。

Ⅲ-4 設定主体としての事業会社と設定客体としての事業会社の関係

(1) 原則形と派生形

① 原則形をめぐる会計的論点

最後に図表5の(d)は、事業会社が事業会社に対して信用供与をなす場合であり、会計理論上、これが大きな論点になることは稀である。けれど

20 格付けそして格付会社の役割とその影響力は強力であり、それを研究することは、学術的にも実務的にも、また会計的にも経営的にも重要であるが、本稿ではこれについての検討は割愛する。

信用リスクとの関係に着目したものとしては、たとえばつぎの文献を参照のこと。

勝田英紀、田中克明、萩原統宏『格付の研究——信用リスク分析の評価——』中央経済社、2011年。

も現実には、同じ事業会社であるがゆえに、金融機関とは異なる論点もあるし、また事業会社のなかには金融機能を活用した事業展開をおこなっている会社も数多く存在し、さらには、豊富な余裕資金を保有、活用している会社も存在している。

② 派生形をめぐる会計的論点

また(d)の派生形として、事業会社が一般消費者に対して信用供与をなすこともありえるし、その際には、その売掛金に対する貸倒引当金の設定をなす必要があることになる。

たとえば自動車製造会社はその販売会社を通じて、その消費者に自動車を販売しているわけであるが、その商品特性（一般に高価）からして全額を即金で購入する消費者は少ない。ところが、自動車の割賦販売²¹の場合、通常の掛販売とは異なる特徴がある。それは、販売された自動車についてのある程度整備された中古車流通市場が存在、機能していることから、自動車それ自体が一種の担保としての機能を果たしているという事実である。

(2) 商製品の特性

① 担保価値との関係

自動車等以外の商製品の割賦販売の場合にも、その販売会社からすると、その割賦代金の回収割合に応じて、その未回収部分についての請求権を

21 財務会計上、掛売りと割賦販売の定義そしてその会計処理は明瞭に異なるものである。しかしここでは、つぎのような理由から、その会計の本質は同義であるとみなし、無差別な議論を展開する。それは、売上債権にかかる信用供与という点では同一な性格を有しているからである。異なるのは、信用供与期間の長短と資金回収回数との相違である。

22 不動産については、なんらかの点で「特殊な」不動産はべつであるが、十分な担保価値を有することが多い。また不動産を一括してキャッシュで支払う消費者は圧倒的に少数派であることもあり、不動産販売業者は、金融機関を介在させて、実質的にその割賦代金を確実に回収できるようなシステムを構築しているのは周知のとおりである。ただしその際でも、その国家や時代に応じて、家屋部分と土地部分についての担保価値そしてその変動には、大きな相違や変化があることは、実務的にはもちろん、理論的にも重要であるが、本稿においては、この問題については考察しない。

23 上場有価証券や市場性のある不動産についての担保価値または担保割合（掛目）については、相当程度充実した規程や慣習が存在、機能している現状がある。これにくらべると中古車については、それらと比較すればいくぶん劣るといえども、その流通市場がある程度充実、整備されていることもあり、相当程度容認された規程や慣習が存在、機能しているので、ある程度は合理的かつ客観的な担保価値または担保割合（掛目）が実務上は容認されている。

有することになるが、自動車以外の商製品については、相対的にその価値が急速に減価することから、それに実質的な担保価値はないことが多い²²。それに対して自動車については、その担保価値または担保割合（掛目）²³によっても異なるが、中古車流通市場が整備されているという事情もあり、一定の担保価値を維持している状態にある。

② 業界における具体例

このような自動車（販売）の特性を活用して、トヨタ自動車やジェネラル・モーターズ（General Motors Corporation : GM）などはその金融機能的な機能を積極的に活用しており、またそれを企業グループの収益源としている。自動車の製造会社とその販売会社は、その消費者の全員がキャッシュで購入するようになると、現在ほどの収益をあげることは困難になるという企業グループ特性を有している²⁴。

なおこうした自動車業界に類似したものに、わが国広告業界をあげることができる。とくにわが国最大——かつ世界最大——広告代理店である電通はその代表的な存在であり、そこでおこなわれている会計的あるいは財務的行動には経営上の意味もある²⁵。

24 余談に属する事柄であるが、トヨタ自動車のお膝元である愛知県においては、自動車などの高額な消費財もキャッシュで購入する消費者が大半であるという。このことは、なにかしら、高額商品の購入にかかる消費者嗜好とその地域的特性そしてそれらを踏まえた企業行動の特性をあらわしているように思われる。

25 電通が有する金融機能については、たとえばつぎのような記事あるいは報道がある。

「電通の強さを支えるもうひとつの要素が民放局に対する金融機能である。通常、スポンサー企業はテレビ広告の対価として、3カ月から6カ月後支払いの手形を振り出す。それを受け取った電通は民放各局に対して現金で即座に支払う。銀行などがおこなう手形割引と同じことだが、電通は金利を事実上取らない。

民放の最大の支払先ともいえる芸能界では現金払いが常識である。支払いが現金で受け取りが手形であれば、その間の運転資金の調達が必要になる。だが、電通が広告費を現金で支払うことにより、民放にそうした資金調達の負担はかからない仕組みになっている」

「『電通買収』村上ファンドの成算——外資を動員し資本基盤の脆弱さを突く——」『選択』2006年3月、65頁。

26 貸倒引当金の設定対象としては、本稿で論じるもの以外に受取手形があるが、その制度が複雑なことと紙幅の関係から、本稿ではその検討を省略している。

27 住宅ローン（債権）をめぐる議論、論点には、法学、経済学、経営学そして会計学等の領域において多種多様なものが存在するが、本稿ではそのうちの会計学にかかる問題の一部のみを検討する。

IV 貸倒引当金の設定対象²⁶としての貸付金の会計的特性

IV-1 貸付けにおける元本と金利

(1) 住宅ローンの特殊性と普遍性²⁷

① 住宅ローン（債権）の信用リスクの低さ

貸付けのなかにおいて住宅ローン（債権）は、ある意味で特殊なものである。それは、金融機関からみた与信先が個人であり、その債権回収期間が（超）長期にわたるものが大半であり、かつ購入住宅などの不動産に対する物的担保とともに住宅購入者たる個人の生命保険などの人的担保もが設定されている点である。これら住宅ローン（債権）の特徴のために、通常、不動産価格の暴落等がないかぎり、その債権の信用リスクそれ自体は通常は低いものである。このような住宅ローン（債権）の特徴は、金融機関などの与信者からすると、比較的かつ絶対的にも安全な貸付けとして理解されている。

ごく単純化した議論を展開すると、ローリスクであるという経済的特性は必然的にローリターンしかもたらさないことを意味する。株式会社などの組織形態を採用するかぎり、その組織特性からハイリターン（高収益）を追求するようになることは自然の理である。またいわゆるインセンティブ・システムなどにより、リスクテイクに対して過度なドライブがかかることがある。

そのような状況のもとにおいては、つぎの②の要因と相俟って、住宅ローン（債権）を組成する金融機関などが住宅ないし不動産にかかるバブル形成の原因になり、またバブル崩壊によって経済社会的に多大な損害をもたらした事実または歴史は周知のことである²⁸。

② 経済社会的な重要性

住宅ローン（債権）には経済社会的に重大な意義と効果を有するという特徴もある。それは経済社会的な波及効果である。それには2つの側面または要素がある。

第1のそれは、住宅建設をはじめとした建設業が国民経済に占める割合あるいは影響の巨大さで

28 住宅ローンをおもな業務とする金融機関である米国のS&L (Savings and Loan Association, 貯蓄貸付組合) が危機におちいったことに端を発した金融危機と時価評価の関連性については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

星野一郎『金融危機の会計的研究——米国S&L危機と時価評価——』同文館出版、1998年。

ある。噛み砕いていえば、たとえばひとつの住宅を建設することによる、建設資材、内装関係、家電などの新規需要等を通じて経済成長に寄与するということである。第2のそれは、国民の多くが住居空間を安定的に確保できるということは、社会政策上においても好ましい効果をもたらす、納税者あるいは有権者の賛同をえられやすいということである。

こうした特性のために、税制上の優遇措置や補助金²⁹をもって住宅建設そしてそのための住宅ローン組成が、なんらかの規準によって経済的合理性を超越して優遇される危険性をはらんでいる。またこれらに関連して、いわゆるバブルの発生と崩壊が生じたことは歴史が証明しているところである³⁰。

(2) 元本と金利の回収形式 (契約)

金融機関を代表とする与信者の関心は、当然のごとく、元本と金利の安全かつ確実な回収であ

29 周知のように、税制上の優遇措置と補助金は、経済的には同義である。税制上の優遇措置とは、課税免除という形態をとることが多く、それは支払うべき税金が免除または軽減されていることであり、実質的には補助金の受給と同じ効果があるからである。こうした特性についての会計的な特性とその位置づけあるいはその評価は、理論的にも興味深い内容を有しているが、本稿においてはそれについての考察は省略する。

30 オランダでのチューリップ・バブルをはじめ、バブルの発生と崩壊は繰り返されており、それと財務会計システム(会計基準や会計情報)は密接に関連している。

バブルについては多数の文献が存在する。ここでは、そのうちの著名なものの一部を紹介するにとどめる。

ジョン・ケネス・ガルブレイス著、鈴木哲太郎訳『新版 バブルの物語——人々はなぜ「熱狂」を繰り返すのか——』ダイヤモンド社、2008年(John Kenneth Galbraith, *A Story of Financial Euphoria*, Penguin Books, 1990.)。

C. P. キンドルバーガー著、吉野俊彦・八木 甫訳『熱狂、恐慌、崩壊——金融恐慌の歴史——』日本経済新聞社、2004年(Charles P. Kindleberger, *Manias, Panics and Crashes: A History of Financial Crises, Fourth Edition*, John Wiley & Sons, Inc., Palgrave, 2002.)。

エドワード・チャンセラー著、山岡洋一訳『バブルの歴史——チューリップ恐慌からインターネット投機へ——』日経BP社、2000年(Edward Chancellor, *Devil Take the Hindmost: A History of Financial Speculation*, Gillon Atiken Associates Ltd., 1999.)。

またわが国におけるバブル期の金融政策にかんする詳細については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

香西 泰・伊藤 修・有岡律子「バブル期の金融政策とその反省」日本銀行金融研究所、IMES Discussion Paper No. 2000-J-27。このペーパーはつぎのURLからも参照と全文のダウンロードが可能である。http://www.imes.boj.or.jp/japanese/jdps/fjdps_index.html、2012年10月1日現在。

る。それに対して信用供与を受けている事業会社または個人などにおいても、将来の信用供与を安定的かつ継続的に受けるために、その返済を滞りなく実行することが多い。このことは住宅ローン(債権)についても、原則的に妥当するものである。この意味と側面においては、両者の利害と意思決定の方向(性)あるいは特性は一致しているのである。

以下においては、概念上の論点を明確にするために、元本と金利を分けた議論を展開する。

① 元本の回収(形式)

元本の回収形式を大別すると、理念上または契約上、元本分割返済と元本一括返済がある——これらについてはIV-2において考察する——。ここでは、これら2つの返済(金融機関からすると回収)形式に共通する特性の一部について検討する。

国家と時代を問わず、住宅ローンは、与信者である金融機関からすれば、基本的に(超)長期の貸付けである。このことは、多くの個人(家族)にとって、住宅取得にかかるコストは高額にのぼり、相続等で取得したものでないかぎり³¹、その取得資金の大半は借入りに頼らざるをえず、その返済も必然的に(超)長期にわたる傾向、特性がある。

そうした元本回収上の特性から、与信者である金融機関は、単純に与信時の額面上の元本を回収すればよいというのではなく、与信期間における貨幣価値と住宅(不動産)価格(価値)の変動を勘案する必要がある。もっとも、短期的な予測ならばいざ知らず——それでも多くの困難をとまなうものであるが——、(超)長期におよぶこれらの変動を正確に予測することなど至難の業、というよりも不可能である。

② 対処法としての金利決定

この問題への対処法としては、原理的に2つのものがありうる。第1は、そのような変動に対して、あらかじめ保守的に見積もった与信条件(金額、期間そして金利)を設定、契約するというものである。第2のそれは、事前に決定、契約する

31 相続等で取得した住宅や土地についても、一定条件のものについては課税対象となり、資産価値が高い住宅や土地の相続にかんしては巨額の相続税が課税されることもあり、一定の状況にある場合には、相続した住宅や土地の一部または多くを売却せざるをえない実情もある。

金利を、固定金利ではなく変動金利にするというものである。こうした意味と側面において、元本の回収はそれ自体が単独に機能しているものではなく、必然的に金利決定と密接に関連しているのである。

金利は理論上与信先の信用リスクの関数である。また金利の構成要素の大半または本質は、資金（与信額）の時間価値と考えることができる。

さきの①の後半でも論じたように、元本回収の不確実性への対処法としては、金利を保守的に（つまり高めに）設定することが想定される。これが原則的な方法である。このことを換言すれば、なんらかの規準から判断される与信先信用リスクにもとづく金利に対して、一定程度の上乗せがなされることを意味する。

ここでいう「一定程度の上乗せ」部分が、アローワンスとしての信用リスク見積り分であり、これにかかる判断と算定は、原則的には合理的な根拠によってなされているはずであるが、多くの場合、信用供与者たる金融機関の特性上、より保守的な見積りあるいは評価がなされる可能性がある。このために、信用供与者である金融機関（の経営者あるいは融資担当者）の恣意性が不合理なレベルで介在する懸念がある。

Ⅳ-2 元本回収形式とその会計的意義

会計期間あるいは契約期間における金利回収は当然のこととして、その元本の回収には2つの形式に大別できる。第1は金利回収時期に応じて、その元本の回収がほぼ反比例的または比例的に生じるものであり、また第2の形式は、信用供与期間においては金利の回収のみに専念し、その元本の回収は、信用供与期間終了時に限定されるものである。もちろん、貸付けあるいは融資における契約内容に応じて、これらを混合したタイプも存在しうるであろうが、本稿では、単純な二元論的考察を展開するにとどめる。

このような元本回収の2つの形式に応じて、その会計的意義や会計処理が異なることになる。

(1) 元本分割返済の場合

① その定義と意義

第1の形式においては、与信をおこなった金融機関は、理論的にはその貸倒リスクを考慮し、債権残

高に対して毎期、貸倒引当金の設定と見直しをおこなうべきである。もっとも、与信期間の経過につれて、その貸付金残高が減少しているわけであるから、総額としての貸倒れのおそれがある金額は、特定の与信先そして特定の投資プロジェクトにかんしては、確実に減少しているはずである。

このことからすると、その信用リスクあるいは貸倒リスクに特段の上昇がないかぎり、貸倒引当金の設定金額は原則としてほぼ比例的に減少することになる。極論すれば、与信期間が残り少なくなれば、貸倒引当金の設定それ自体の必要性が解消することも、理論上または実務上はありえると考えられる。

② その影響と課題

こうした議論は、先述したように、特定の与信先あるいは特定の投資プロジェクトにかんするものである。債権者としての金融機関は数多くの与信先と投資プロジェクトを有しており、そのために、上記のような議論は特定金融機関の与信全体にかんしては成立しないものである。

そこにおいては「合成による平準化」が達成されており、少なくとも財務会計ベースでは問題視する意義に乏しい。しかし管理会計ベースでは、金融機関による特定の与信先あるいは特定の投資プロジェクトのモニタリングとマネジメントが肝要であり、また先述したように、特定の投資プロジェクト等を総計したものが原則的に信用リスクの総体あるいは総額である。かような意味と側面においても、管理会計システムと財務会計システムは密接に結び付いているのである。

さらなる課題は、元本分割返済の場合、返済される元本相当分とそれにかかる金利をどのように「対応」させて認識するかである。理論的かつ実態的に厳格な認識をなすことは原則的に不可能である。そこで、一定の仮定のもとにおいて仮定計算をする必要がある。しかし現実問題としては、おもにコスト的制約と技術的制約のためにそれが実施されることはない。ただし理論的には、そのような仮定計算をなすことの意義は大きい。

(2) 元本一括返済の場合

① その定義と意義

これに対して第2の形式は、与信された元本の総額は与信期間終了時に一括返済されるものであるの

で、貸倒引当金の設定は絶えずその総額に対しておこなわれることになる。また金利の返済が滞ることは、貸付金の貸倒リスクの上昇を意味すると解釈できるので、そうしたシグナルを貸倒引当金の設定に反映することが必要になる。こうした事柄は第1の形式についても妥当するものである。

少なくとも住宅ローンに限定すると、いかに契約自由の原則が存在するとはいえ、元本一括返済の形式で契約されることは非常に少ないであろう。これは、与信を受けている債務者からすると、巨額な元本の返済が一挙に迫られる点からして不都合であり、また与信を授けている債権者からすると、元本回収にかかるリスクが(超)長期におよび、さらには貸倒れになったときにはその全額が回収不能になるリスクまたは不都合がある。

② その影響と課題

この場合において、会計理論上そして与信者にとって好都合なことは、返済当初と返済最期の間における返済元本の金額またはその割合に依存するが、信用供与期間にわたって均一に金利回収が生じているものと仮定できる点がある。このことは、分割返済される元本とその期間に対応する金利分の対応計算そしてそのための仮定が、元本分割返済の場合にくらべて単純または容易であることを意味する。

またその契約内容にも依存する事柄であるが、多くの場合、返済される金利が常時均一なものとはかぎらない。その際には、元本分割返済にくらべて、対応すべき金利計算上の仮定が特定しにくいという課題が想定される。その理由としては、元本分割返済の場合、返済(回収)される元本金額は契約上確定しており、相対的にそれに対応する金利計算上の仮定が単純であることがあげられる。このことを換言すると、特定の期間に返済される金利計算上の自由度が高いともいえるが、これはその計算の困難さと同義である。

なお元本一括返済においては、元本分割返済の場合とともに、傾斜的な金利配分にかかる会計的特性が問題になるが、これについても本稿では、その紙幅の制約もあり省略する。

IV-3 期限前償還リスクの会計的意義

(1) 「期待収益の喪失」というリスク要因

① 期限前償還の不確実性

住宅ローン債権およびそれ以外の金銭債権における問題のひとつに、期限前償還リスクがある。期限前償還とは、住宅ローンを借りた債務者にとっては、臨時収入や今後の金利動向等を勘案のうえ、債務残高の全部または一部を当初契約よりも早期返済することである。こうした期限前償還は、債務者にとっては、債務額の減少という便益をもたらすものであるか、そのように予想または期待されるものであるが、債権者たる金融機関にとっては、当初想定していた金利収入が減少することから、期待収益の減少という一種のリスクを構成するものである。このリスクは、その定義からしても、それを完全に予想することは不可能である。

② 期待収益の喪失リスク

債権が貸倒れになることも、債権者としての金融機関にとってはリスクであり、そのために貸倒引当金の設定をおこなうわけであるが、期限前償還についても、当初予定した金利収入を確保できないという点において、これもリスクを構成することになる。このリスクは換言すれば「期待収益の喪失」である。これは金融機関経営上、非常に重要な問題であるとともに、会計的にも、その公正価値の算定が肝要になる。

このような住宅ローン債権を証券化することも可能である。それが住宅ローン債権担保証券である。こうした証券においても本質的には期限前償還リスクが内在しており、それを的確に認識し、それを反映した公正価値の算定が重要になる³²が、それには一定の限界または制約がある。

(2) 住宅ローンの組成時と満期時そして回収時

① 会計計算上の「仮定」

このような元本(そして金利)の回収形式であると、そこにおける貸倒引当金の意義と効果も当然に影響を受けることになる。住宅ローンの組成時とその満期近辺では、その期限前償還リスクも、また貸倒リスクも異なる特性または傾向がある。すなわち、その満期近傍においては、そのよ

32 このような証券の評価については、たとえばつぎの文献を参照こと。

山崎 輝「住宅ローン債権担保証券のプライシング手法について——期限前償還リスクを持つ金融商品の価格の算出——」『金融研究』(日本銀行金融研究所)2005年12月、57-114頁。

うなリスクは、実態的にほとんど無視できるレベルに達しているものと考えられる。このことは、会計的には、そうしたリスクおよびそれらを表象する会計数値を認識、公表する必要性に乏しいことを意味する。こうした回収形式が逆の場合、つまり契約当初のほうが満期近辺よりも、元本返済部分の割合が大きい場合には、これとは逆の議論が成立することになる。

このような回収形式と貸倒引当金と結び付けた議論は有益ではないとも考えられる。なぜなら、このような元本と金利の割合やその金額は会計計算上の一種の「仮定」であり、その経済的な実態に相違は存在しないとも考えられる。こうした「仮定」を容認すると、契約当初の金利部分を増加させることによって、その時期における金利感応度をモニタリングできるという効用があると考えられる。

② 変動金利と固定金利

このように考えると、住宅ローン債権の回収においてこうした回収形式が採用されるのは、債権者たる金融機関の立場と利害からすると、しごく合理的なものであるといえよう。

この効用が発揮されるのは、原則的に変動金利の場合である。固定金利の場合には、そうした効用が発揮されることは、基本的にありえない。もっとも、固定金利が採用されている際においても、市場金利の変動や他の業種業態で適用される金利の変動などとの関係において、固定金利との差分が実質的に変動金利としての特性を有する効果を発揮することが考えられる³³。

V 貸倒引当金の設定対象としての売掛金の会計的特性

V-1 掛売りにおける収益の認識基準

(1) 基本的な考え方と認識基準

① 定義と意義そして相違

一般的な販売形式（そしてその代金回収形式）である販売基準は、理論上は割賦販売に適用され

ることはありえない。なぜなら割賦販売によれば、一般にその回収期間が長期にわたり、その販売収益の裏づけとなる貨幣性資産も長期にわたって分割して入金されるので、販売基準によって、その販売時に一括して収益を計上すると、実現主義が採用されるひとつの根拠である利益処分の状態性に合致しないことになるからであるとされる。そのために、割賦基準による収益計上が会計制度上認められているのである³⁴。

なお、先述したように（Ⅲ-4の（1）の②そして脚注21）、掛売り（売掛金）と割賦販売の会計的特性は原理的に同一なものと考えられるので、本稿においては、これらを互換的または無差別に用いており、以下においても、それを前提とした考察を展開している。

② 2つの認識基準

割賦基準には2つの基準がある。第1は回収基準と呼ばれるものであり、この基準は、実際に入金した割賦金だけを当期の収益とする方法であり、つまり回収という事実によって売上（収益）を計上する方法である。

これに対して第2の割賦基準は、回収期限到来基準と呼ばれるものであり、これは、割賦契約による割賦金入金期日が到来すると、現実に入金がなくとも、入金契約の割賦金額を実現収益として売上（収益）に計上する方法である³⁵。

(2) 掛売りの会計的特性

① 契約または慣習の会計的意義

掛売り形式での販売は、なにも、割賦販売に限定されるわけではない。財務会計論や簿記論のテキストにみられるように、およそ1カ月後に一括して支払う契約での販売もある³⁶。この期間は、販売者側からすると、その期間にわたって信用を供与しているわけであり、購入者側の信用状況や過去の支払い履歴などのデータからも判断するも

35 同上書、11-28頁、11-31頁。

またこれら2つの基準には、さらに、対照勘定で処理する方法と販売基準に準じて処理する方法があるが、本稿においては、それらについての説明、考察は省略する。

36 周知のように、この1カ月という期間設定は、わが国における一般的なかつ慣行的な期間であるが、業種業態または両当事者の力関係にも依存して決定されるものであり、実務上、これを一律に議論することは適切ではないが、本稿においては、こうした点についての考察を、これ以上は展開しない。

33 固定金利の場合と変動金利の場合の相違点そしてそれをめぐる会計的あるいは経済的な問題についての検討は、理論的にも実務的にも重要かつ興味深いものであるが、本稿においては原則として省略する。

34 飯野利夫『財務会計論〔三訂版〕』同文館出版、1993年、11-28頁（なおこの文献の場合、この頁数表記は11頁から28頁までという意味ではなく、11章の28頁という意味である。以下同様）。

のであろうが、通常、その期間は短いに越したことはない。これに対して購入者側は、その逆に、この期間は長いほうが好都合である——本稿では、その考察は省略するが、これは手形取引についても妥当する事柄である——。

② 借入金利息とグルーピング問題

ここにおいて肝要なことは、掛売りにおいては、販売者側が実質的に貸付けをおこない、また購入者側は実質的に借入れをおこなっているとみなされ、かつそれに関連して、販売者側の貸付金と購入者側の借入金がともに無利息であることである。つまり、販売者は購入者に対して、たとえば1カ月間にわたって無利息で信用供与していることになる。このことからしても、販売者はこの期間を短縮化したいという意思を有していることが多く、また購入者はその逆の意思を有していることが多いと考えられる³⁷。

また個別の掛売案件ごとの管理と掛売全体の管理との会計的な相違およびその意義にも注意する必要がある。このことは、売掛金管理またはそれに対する貸倒引当金設定上の管理についての問題であり、そのグルーピングの問題であるが、この問題についての検討は本稿では省略する。

V-2 割賦基準と貸倒引当金の関係

(1) 基本的な位置づけと販売基準の合理性

① 基本的な位置づけ

このような割賦基準の相違と貸倒引当金とはどのような関係にあるのだろうか。常識的な結論そして従前の一般的な見解では、どのような基準に準拠しようとも、売掛金それ自体の回収が不能または非常に困難になる懸念が存在する以上、それに備えて、適時適切な貸倒引当金の設定が必要になる。けれども、理論的にも実務的にも、こうした会計処理と考え方は妥当なものであろうか。これは換言すれば、採用される割賦基準によって、その実態的な信用リスクあるいは貸倒リスクが変化することはないのではなかろうかという問題に逢着する。

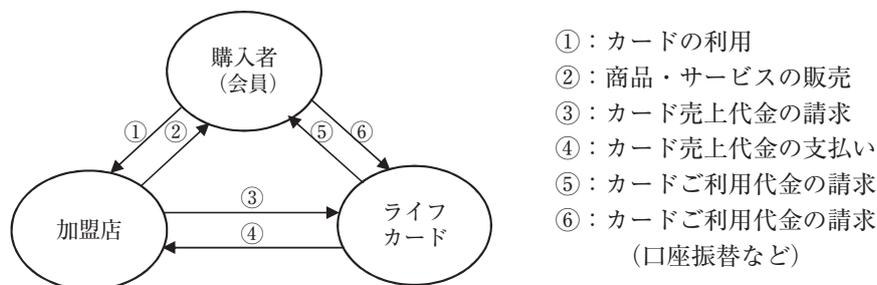
以下においては、基本的な3つの収益認識基準と貸倒引当金の関係について検討する。

② 販売基準の合理性

割賦販売に対して販売基準が適用されることは、従来の会計常識ではありえないことである。ここでは、近時の取引形態の変化に注意する必要がある。

現在、割賦販売をおこなっている事業会社等

図表8 割賦販売における債権の管理と回収の現状



(出典) 株式会社ライフカードのウェブサイト、そのURLはつぎのとおり。ただしその表記の一部を変更している。http://www.lifecard.co.jp/partner/lnkamei/2-6.htm, 2012年10月1日閲覧。

37 このような傾向は、一般的な取引と経営状態を想定したものである。販売者がたとえば、購入者との関係を継続あるいは長期化させたいと考えているとしたら、その貸倒リスク等を勘案のうえ、可能な限り、または相当程度長期の信用供与をなすものと考えられる。しかしこうした形態での関係継続をなすことは稀であるとも思われる。またこのことは購入者を差別化することであり、短期の信用供与を受けている購入者がそのことを知ると、販売者に対して不信感あるいは不満を感じて、その購入先を変更する事態も考えられる。このようなリスクを冒してまでも、販売者が売掛金回収期間を差別化するかどうかは、理論上においても疑問である。

は、現実には、信販会社を介在させた取引をおこなっている。売掛債権は、商製品を販売した時点において信販会社に販売（転売）されていることが多く、その場合、毎回の割賦金は、事業会社や販売会社等に入金されるのではなく、信販会社に入金されている現実がある。またその際は、最近では多くの場合、消費者が保有するクレジットカードを介在させるので、現実の取引やその問題点は複雑であるが、図表8のように簡略化、図式化することができる。

その際に、信販会社が受け取る手数料が売掛債権から控除されることになるが、この手数料の会計的な特性は、貸倒引当金にきわめて類似したものと考えることができる。経験的、統計的そして実態的な貸倒れにかかる状況や経験にもとづいて、信販会社はこうした手数料を算定していると考えられるからである。

(2) 信販会社の債権回収機能

信販会社はこの手数料を収益として計上しているわけであるが、事業会社等から買い取った売掛債権に対して、どのような会計処理をしているかが問題になる。信販会社は、この債権にかかる貸倒れの可能性があるので、それに対して貸倒引当金の設定をしていることが想定される。

このような実務が定着したのには、売掛けをおこなう事業会社等がこのような売上債権の管理(回収業務を含む)を的確におこなうためには、相当の経験とコストを要することから、そのようなコストの全部または一部を信販会社に転嫁して

いると考えられる。こうした転嫁がおこなわれるのには、このような理由や事情のほかに、またそれに関連して、事業会社等はその本業に専念し、売掛債権の管理など、それ自体は収益を生まない活動への資源投資を抑制するという経営的意義もある。また信販会社からすると、売掛債権等の管理についての経験や情報を蓄積でき、それによって、よりの確な売上債権の管理が達成できるという効果をもたらすものである。

(3) 貸倒リスクおよび貸倒コストの転嫁

① 貸倒リスクおよび貸倒コストをめぐる関連性
さらに、信販会社がこのような売掛債権に対して貸倒引当金を設定せずに、保険をかける可能性もある。その場合、信販会社は保険会社に対して貸倒れにかかるコストの全部または一部を転嫁していることになる。もちろんその場合にも、信販会社は保険会社に対して保険料を支払っており、その保険料の会計的実質は貸倒引当金と考えられる。

こうした関係を図示するとつぎの図表9のよう

図表9 売掛債権にかかる貸倒リスクおよび貸倒コストの転嫁



になる。

このように、現在において掛売りをした事業会社は、こうした制度的な仕組みにより、その貸倒リスクと貸倒コストの全部または一部を第三者に転嫁しており、販売基準を採用したとしても、理論的問題はまったくないものといえる。したがってこのような事業会社は、理論的にも実態的にも貸倒引当金の設定は不要になる。もっとも、かような信販会社を経由しない販売形態をとっている事業会社は、その認識基準に割賦基準を採用する必要があるし、また貸倒引当金の設定も必要不可欠である。

② 貸倒リスクと貸倒コストの会計的認識

こうした形式で転嫁された貸倒リスクと貸倒コストは、その名称や形態がどのようなものであろうとも、その会計的実態は貸倒引当金繰入額(ま

たは戻入額)そのものである。ただし手数料や保険料などの形態をとると、その会計的本質は同様またはきわめて類似したものといえども、その制度的特性に起因した問題が惹起する可能性があることを認識しておくことは肝要である³⁸。

なお金融機関の特性上、金融機関それ自身が掛売りをすることは稀であろうし、またたとえあったとしても、その金額的または内容的な重要性は非常に低いものであろう。けれども金融機関自身が、売掛債権の転売ビジネスに参入した際には、その貸倒リスクと貸倒コストをいかに認識し、それを会計的に処理するかが問題になる。

V-3 回収基準と回収期限到来基準

(1) 回収基準の会計的意義

① その定義と特性

回収基準とは、先述のように、実質的に割賦金の入金を確認をした時点において、その収益を認識する基準である。後述の(2)にくらべて、この基準は、いわば実質基準であるともいえるも

38 本稿においては、こうした事柄にかかわる会計的論点についての考察は省略するが、これは貸倒リスクおよび貸倒コストの会計的意義づけにかんしては非常に重要な問題である。

のである。その事情に如何を問わず、割賦金入金の期日が到来した時点をもって、その収益を認識する基準であるからである。

貸倒引当金にかんしていえば、こうした回収基準により収益を認識した場合においても、貸倒引当金の設定は必要不可欠である。実質的な収益認識基準に依存しているとしても、その実質を的確に認識するためには、評価性引当金としての貸倒引当金が必要となる。

② 貸倒引当金との関係

回収基準によるうと回収期限到来基準によるうと、割賦金の未回収部分は存在するわけであるので、その部分に対する貸倒引当金の設定は必要になる。それにともなつて、貸倒引当金を設定する場合、どちらの割賦基準を採用しているかによって相違を生じることになる。すなわち、回収基準を採用している場合には、売上債権の管理が適正に実行されているかぎり、割賦代金残高は「正確」であるはずであり、帳簿上の売掛金残高に対してのみ貸倒引当金の設定をおこなえばよいことになる。

これに対してつぎの(2)で検討する回収期限到来基準の場合、たとえその売上債権管理が適正に実行されているにしても、その定義から、帳簿上の割賦代金残高と実質的なそれとの間には乖離が生じているはずであり、厳密に言えば、帳簿上の割賦代金残高に対してではなく、実質的な割賦代金残高に対して貸倒引当金の設定がなされてしかるべきである。

しかしまた、その業種業態あるいは割賦代金残高の規模にも依存する事柄であろうが、回収基準を採用していたとしても、重要性の原則等の理由から、そこまで厳格な会計処理が実行されているとは考えられないし、会計制度上それが要求されるものではない。

(2) 回収期限到来基準の会計的意義

① その定義と特性

先述のような回収基準に対して、この回収期限到来基準は、いわば形式基準として認識することができる。それは、実際に割賦代金等の入金があったかどうかではなく、契約上の割賦代金等の入金予定日においてその収益認識をなすからである。この基準はしたがって、会計上のコストを節

約できるという長所を有するが、また会計の実態と会計情報の乖離が大きくなる蓋然性がある。

また一般に形式基準の欠陥として、その経済的実質の無視または軽視があげられる、しかしこれは、単純に欠陥として理解すべきものとは考えられない。ある意味での客観性を確保する機能を果たしている側面を有しているからである。かような意味において、客観性と形式基準とは紙一重であるといえよう。企業会計あるいは財務会計において、こうした側面が有する意義はけっして疎かにできない。

一般的に、形式基準によつた場合、通常、その実質基準によつた場合にくらべて、その乖離(幅)は大きい傾向にある。その際には、その乖離(幅)を縮小する必要がある。そうした観点からすれば、貸倒引当金の設定はこのような乖離(幅)を財務会計上縮小するための制度的装置として認識することができる³⁹。

② 貸倒引当金との関係

回収期限到来基準によつた場合、その割賦代金の帳簿上の残高は、実質的な残高と乖離している蓋然性がある。よつてその帳簿残高に対して機械的に想定された貸倒率を乗じると、そこから算出された貸倒引当金繰入額は不足している懸念がある。またそのような懸念に対処するために、そうした乖離(幅)を織り込んだ貸倒率から貸倒引当金繰入額を算出することも想定される。このような算出は、管理会計的には容認されることであるが、財務会計的そして税法的には容認しがたい側面がある。そうすると、割賦販売をおこなう事業会社等は、こうした事情から回収期限到来基準の適用を回避する可能性がある。

もちろん、事業会社等がどのような理由や事情から、どのような会計処理基準を選択適用するかは、周知のように、一定の範囲内においてその経営者の自由裁量に任されている。しかしこうした事情から、その選択適用にかんして一定の合理性を超えた制約を受けるとしたら、本末転倒との謗りを免れない。

39 貸倒引当金に限定せず、企業会計全般にわたる「形式と実質の乖離」については、たとえばつぎの文献を参照のこと。

星野一郎「企業会計における形式と実質の乖離そしてその調整」『産業経理』2008年4月、78-86頁。

むすび

金融機関や事業会社の経営戦略や経営戦術そのものがリスクマネジメントあるいはダメージコントロールとしての特性を有するものである。企業経営者はこのような特性を当然に認識してその経営にあたっては必ずである。そしてそうした認識は、経営の結果である収益そしてその回収（現金化）の管理——ここでは、貸付金や売掛金などの管理という意味において用いる——についても、十分に留意することが必要である。このような収益管理あるいは売上債権管理が十分になされないと、その収益そして利益は「絵に描いた餅」に終わる懸念があるからである。

リスクマネジメントの対象としてのリスクとその管理そのものについては、本来は企業経営の対象領域と問題であり、その結果の適時適切な認識が企業会計の対象領域と問題でもある。ところが、これらは、理念的には明確に識別可能であるが、現実的には相互依存的な関係にあり、明瞭に識別することは不可能または非常に困難である。

財務会計上の貸倒引当金の繰入れと戻入れは、与信や投資にかかる事前的（または事後的）なりスクマネジメントの一環として位置づけることが可能であり、また適切である——会計上のリスクマネジメントと経営上のそれとを識別することが肝要である——。貸倒引当金の繰入れは、おもに与信にかかる事前的なりスクマネジメント手法のひとつであり、これを有効に活用することによって、与信管理そしてその資金回収に貢献すること

がはじめて可能となるのである。

たとえば金融機関をはじめとする、与信を実行する経済主体がその与信（先）の貸倒れにかかるリスクを適切に判断するためには、与信あるいは与信先の信用リスクを適時適切に評価しなければならない。与信あるいは与信先にかかる貸倒引当金の繰入額は、その評価結果であると同時に、与信先に対する「メッセージ」でもある。なぜなら、とくに金融機関においては、与信先をどの債務者区分に分類したかは、暗黙のうちに与信先に伝わるものであるからである。このことを言い換えれば、金融機関は、債務者区分の分類を通じて——あるいは間接的に——与信先のリスクテイクまたはリスクマネジメントをコントロールできる立場にあるといえる。

その際の信用リスク評価は、概念上はおそらく、企業価値ないし株価の変動だけではなく——もちろん、こうしたことが重要な要因にはちがいなからうが——、担保価値とその変動をも参考に行っていると想定できる。そうでなければ、的確かつ実効ある信用リスク評価はできないはずであるからである⁴⁰。

（本稿は財団法人全国銀行学術研究振興財団の2005年度研究助成金による研究成果の一部である）

（本稿は日本学術振興会の2012年度科学研究費補助金基盤研究（C）による研究成果の一部である）

40 事業会社等本体の信用リスクそして金融機関が設定した担保の価値とその変動の関係については、会計理論、会計実務そして企業経営において重要な問題であるが、本稿においては、それらについての考察は省略する。